

# 参議院議員通常選挙における主な選挙運動の手段等について

## 1 参議院議員通常選挙における主な選挙運動の手段について

参議院議員通常選挙で、候補者や政党等が行うことのできる主な選挙運動は、次のとおりです。

主な選挙運動の手段		選挙区選挙	比例代表選挙	
		候補者	名簿登載者	名簿届出政党等
文書 図画	ビラ			×
	葉書			×
	インターネット			
	パンフレット・書籍	×	×	
	ポスター			×
	新聞広告		×	
	選挙公報		×	
言論	政見放送		×	
	経歴放送		×	×
	個人演説会			×
	街頭演説			×
その他	選挙事務所			
	自動車(船舶)			×
	拡声機			×

それぞれの手段について、数や規格などに個別の制限があります。

## 2 参議院議員通常選挙期間中の政治活動の制限について

選挙の自由公正を確保する観点から、政党その他の政治活動を行う団体は、参議院議員通常選挙の公示日から選挙期日までの間、原則として、以下に掲げる方法による政治活動を行うことができません。

ただし、一定の要件を備えた政党その他の政治団体は、「確認団体」として、公示日から選挙期日の前日までの間、一定の規制の範囲内で、これらの政治活動を行うことが認められています。

選挙時に規制される政治活動		備考
文書 図画	ビラの配布	選挙時は、確認団体に限り、左記の政治活動(以外)について、一定の規制の範囲内で行うことが認められています。なお、は、確認団体でもできません。
	ポスターの掲示	
	立札・看板の掲示 (政治団体の事務所におけるものを除く)	
	選挙に関する報道・評論を掲載した機関紙・誌の配布・掲示	
	公共の建物での文書図画の配布	
	文書図画(新聞紙、雑誌、インターネット等を除く)への候補者の氏名、氏名類推事項の記載	
言論	政談演説会の開催	参議院名簿届出政党等または全国を通じて10人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体で、総務大臣から確認書の交付を受けた団体のことをいいます。
	街頭政談演説の開催	
	連呼行為	
その他	政治活動用自動車の使用	
	拡声機の使用	

上記以外の政治活動は、制限されません。(例えば、テレビ、ラジオ、新聞紙、雑誌による広告など)